

事業シート (概要説明書)

事業名	交通安全指導員事業			事業開始年度	昭和43年度					
上位施策名	市民生活の安全・安定を確保する			担当局・部名	教育総務部					
根拠法令等	加古川市交通安全指導員の設置及び運営規程			担当課・係名	学務課					
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務			作成責任者	荻野 和寿					
実施の背景	事業開始当時は、全国的に交通安全施設の整備等の安全対策は不十分であり、「交通戦争」と呼ばれるほど交通事故が多く発生していた。公共交通機関の発達していない本市においては、自動車・自転車等で通勤・通学する人も多く、特に、幅員の狭い道路などでは通学中の児童と交錯するなど危険な状況もあるため、危険箇所交通安全指導員を配置し、児童の安全確保を図る。									
目的 (何をどうしたいのか)	小学校の通学路の危険箇所に交通安全指導員を配置し、通学児童の保護誘導及び通行方法の指導をすることにより、登下校時における交通事故を防止する。 また、児童が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを身に付けるよう、交通安全意識の向上を図る。									
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	加古川市立小学校に在籍している児童			対象者数 (全住民に対する割合)					
					15,326 人	(5.7 %)				
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者:) <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()								
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容 (箇条書き)	事業費		活動指標					
		「交通安全指導員」を委嘱し、小学校の通学路の危険箇所に配置する	52,405	千円	交通安全指導員の配置箇所数					
				千円						
			千円							
			千円							
			千円							
			千円							
関連事業 (同一目的事業等)										
コスト	26年度 (予算)		25年度 (決算)		24年度 (決算)		23年度 (決算)			
	事業費合計		55,197 千円		52,405 千円		51,936 千円		51,185 千円	
	事業費内訳 (平成25年度分)		・交通安全指導員 報酬		51,727,000 円		95名 登校時:1,000円、下校時:2,000円			
			・交通安全指導員 労災保険料		116,795 円					
			・交通安全指導員 消耗品費		560,754 円		制服、レインコート、手袋等の貸与品			
			・食料費		140 円		交通安全指導員研修会の講師謝金			
			合計		52,404,689 円					
	人件費	担当正職員	0.08 人	654 千円	0.08 人	654 千円	0.08 人	654 千円	0.08 人	654 千円
		臨時職員等		千円		千円		千円		千円
		人件費合計	0.08 人	654 千円	0.08 人	654 千円	0.08 人	654 千円	0.08 人	654 千円
	総事業費	55,851 千円		53,059 千円		52,590 千円		51,839 千円		
財源内訳	国県支出金									
		国県支出金の内容								
	地方債									
		千円		千円		千円		千円		
	その他特財									
		千円		千円		千円		千円		
	その他特財の内容									
	一般財源	55,851 千円		53,059 千円		52,590 千円		51,839 千円		
	財源合計	55,851 千円		53,059 千円		52,590 千円		51,839 千円		

事業シート (概要説明書)

事業名		交通安全指導員事業			事業開始年度	昭和43年度	
事業実績	活動実績	【活動指標名】 (実績値/目標値)	単位	H25年度	H24年度	H23年度	
		交通安全指導員配置箇所数	箇所	96	95	95	
				※ 目標値は設定していないため、実績値を記載			
				/	/	/	
	単位当たりコスト	総事業費 / 配置箇所数	千円	553	554	546	
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	交通安全指導員の配置により、通学路の危険箇所における児童の保護誘導等を行うことにより、学校管理下（登下校時）における交通事故の防止を図る。 また、交通ルールの遵守など、児童の交通安全意識が向上することにより、登下校時以外における交通事故の防止に繋げる。（ただし、児童の交通安全意識の向上の度合いについては、数値化・指標化は困難）					
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】 (実績値/目標値)	単位	H25年度	H24年度	H23年度	
		学校管理下（登下校時）における、小学生千人あたりの交通事故件数	件	0.5	0.6	0.2	
		小学生千人あたりの交通事故件数	件	5.7	6.3	5.3	
		※ 目標値は0件のため、実績値を記載					
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 完了 ・交通安全指導員の配置により、学校管理下における交通事故発生件数は比較的強く抑えられており、本事業のような『児童の交通安全確保のための取り組み』は必要である。 ・「学校支援ボランティア」や「町内会」、「老人クラブ」などの地域のボランティア等により、交通安全指導員と類似する活動も実施されているため、将来的には、このような活動との整理・統合等について調査研究する必要があると考えている。 ・平成24年に、全国で登下校中の児童が巻き込まれる交通事故が相次いで発生したことから、通学路の安全について全国的に関心が高まっており、安全確保に対する取組が推進されている。交通安全指導員の配置箇所は通学路上の危険箇所であるため、事業廃止については保護者や地域からの反対が多いと考えられる。 ・ボランティアによる活動は、学校（地域）により差が大きく、体制もさまざまであるため、統一的な見直しは困難である。						
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	近隣自治体においては、稲美町・播磨町において本市と同様の指導員を配置しているが、県下の近隣・主要市では、報酬を支払い登下校時の児童の保護誘導等を行う指導員を配置している自治体はない。 ≪稲美町≫ 交通安全指導員 人数：22人、報酬（登校時：1,000円、下校時：2,000円） ≪播磨町≫ 交通安全街頭指導員 人数：18人、報酬（登校時：1,500円、下校時：2,100円）						
特記事項							

○加古川市交通安全指導員の設置及び運営規程

平成15年 3月28日
教育委員会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、市内の登下校時における児童（以下「通学児童」という。）の道路交通の安全を保持するため、加古川市交通安全指導員（以下「指導員」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に指導員を置く。

(委嘱)

第3条 指導員は、小学校長が加古川市交通安全指導員推せん書（様式第1号）により、推せんする者の中から教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 指導員の任期は、1年とする。

2 補欠指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 指導員は、小学校長の指揮命令のもと、次に掲げる職務に従事するものとする。

- (1) 教育委員会が指定した一定の場所において、通学児童の保護誘導及び通行方法の指導を行うこと。
- (2) 交通安全の実施に協力すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に命ぜられた業務に従事すること。

(職務従事時間等)

第6条 前条に定める職務に従事する時間は、登下校時の必要な時間とする。

- 2 小学校長は、指導員の職務に従事する日又は時間を変更することができる。
- 3 小学校長は、指導員の職務に従事する場所を変更しようとするときは、教育委員会と協議しなければならない。

(職務の記録)

第7条 指導員は、取り扱った主な事項その他職務の状況を出勤簿兼職務日誌（様式第2号）に記載し、小学校長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

(報酬)

第8条 指導員の報酬の額は、加古川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条第2項により、予算の範囲内において、教育委員会が市長と協議して定める。

(交通事故があった場合の措置)

第9条 指導員は、職務に従事中交通事故を発見し、又はその発生の申し出を受けたときは、ただちに負傷者の救護その他応急の措置をするとともに、警察官及び関係校長に連絡しなければならない。

(遵守事項)

第10条 指導員は、別に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に交通法令を遵守するとともに、職務の遂行にあたっては、言語動作に注意し、市民の信頼と協力を得るように努めなければならない。
- (2) 職務に従事中は、貸与された被服を着用するほか、次に掲げる貸与品を携帯しなければならない。

ア 身分証明書(様式第3号)

イ 警笛

ウ 腕章

エ 誘導旗

オ その他教育委員会が指定する用具

(被服)

第11条 教育委員会は、指導員に職務に必要な被服等を貸与するものとする。

- 2 指導員は、その身分を失った場合において、貸与品は返納するものとする。
- 3 指導員は、貸与品を故意又は怠慢により、滅失又はき損した場合は実費を弁償しなければならない。

(教育)

第12条 指導員は、職務に必要な知識及び技術の向上をはかるため、教育を受けるものとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

様式第1号から様式第3号まで〔省略〕

加古川市交通安全指導員の設置及び運営規程
第13条の規定に基づき教育委員会が定める事項

(趣旨)

第1条 加古川市交通安全指導員の設置及び運営規程（以下「規程」という。）第13条の規定に基づき、教育委員会が別に定めるものについて定めるものとする。

(指導員の推せん基準)

第2条 加古川市交通安全指導員（以下「指導員」という。）の推せん基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 加古川市に居住し、職務に耐えうる健康を保持している者
- (2) 指導員の推せんは、推せん時において、年齢満70歳以下の者
- (3) 後任者が見つからない等、特別の理由がある場合であつて、小学校長が必要と認めた場合は前号の限りでない。

(指導員の配置基準)

第3条 規程第5条第1号の教育委員会が指定した場所とは、次の各号の指導員配置基準により教育委員会が小学校長と協議して決定した場所とする。

- (1) 通過児童数が100人以上の道路であること。
- (2) 信号機がない、交通量が多い、見通しが悪い交差点又は危険な横断箇所であること
- (3) 信号機がある場所は、原則配置しない。ただし、幹線道路等で3車線以上、見通しが悪い交差点、危険な横断箇所又は交通量が非常に多い道路は除く。
- (4) 踏切は、原則配置しない。ただし、踏切内及び近接道路が狭いため、児童だけの通学が危険な踏切は除く。
- (5) 教育委員会が指導員を配置するのに相当と認めた場所

(貸与品)

第4条 貸与品は、冬服（上下）、夏服（シャツ、ズボン）帽子、雨衣、手袋、ゴム長靴外とうとする。

2 新たに委嘱した時にすべての貸与品を貸与し、それ以降は、教育委員会が必要と認めた場合に貸与する。

附 則

この教育委員会が定める事項は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号及び第3号並びに第3条第1号及び第3号の規定は、平成16年4月1日から適用する。

小学校別交通安全指導員配置箇所数と委嘱人数

(平成26年10月1日現在)

	配置箇所数		委嘱人数	
		うち登校時のみ		うち登校時のみ
加古川	5	3	5	3
氷丘	8	1	8	1
神野	2		2	
野口	4		4	
平岡	4		4	
尾上	5	1	5	1
別府	3		3	
八幡	3		3	
平荘	3		3	
上荘	4		4	
東神吉	6		5	
西神吉	2		2	
川西	5	3	5	3
陵北	1		1	
平岡南	2		2	
浜の宮	4		4	
鳩里	3		3	
平岡東	2	1	2	1
野口北	2	1	2	1
志方	3		3	
志方東	1		1	
志方西	1		1	
氷丘南	6		6	
平岡北	2		2	
野口南	3		3	
東神吉南	4		4	
若宮	7		7	
別府西	1		1	
合計	96	10	95	10

※東神吉小学校の5人のうち1人が登校時と下校時で異なる場所を立番しているため、配置箇所数が1多くなっている。